

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表
 ○水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）

（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第九条の三関係）			
備考 （略）	有害物質の種類 （略） 一・一―ジクロロエチレン	有害物質の種類 （略） 一・一―ジクロロエチレン	有害物質の種類 （略） 一・一―ジクロロエチレン
	基準値 （略） ム 一リットルにつき〇・一ミリグラ	基準値 （略） ム 一リットルにつき〇・一ミリグラ	基準値 （略） ラム 一リットルにつき〇・〇二ミリグ

○排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条関係）			
有害物質の種類	(略)	有害物質の種類	(略)
許容限度	(略)	許容限度	(略)
	一・一—ジクロロエチレン	一・一—ジクロロエチレン	一・一—ジクロロエチレン
備考 (略)	(略)	(略)	(略)
	一リットルにつき一ミリグラム	一リットルにつき〇・二ミリグラム	一リットルにつき〇・二ミリグラム

○排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附則	附則
第二条 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場を	第二条 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場を

いう。以下この条及び次条において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から十年間は、第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の排水基準省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

附則別表

項目		業種	許容限度
亜鉛含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)		(略)	(略)
		(削る)	

いう。以下この条及び次条において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から五年間は、第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の排水基準省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

附則別表

項目		業種	許容限度
亜鉛含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)		(略)	(略)
		無機顔料製造業	
		無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。）	
		表面処理鋼材製造業	
		非鉄金属第一次製錬・精製業	
		非鉄金属第二次製錬・精製業	
		建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）	

備考 (略)			
	(削る)	(略)	<p>下水道業（金属鉱業又は電気めつき業に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）</p>

備考 (略)			
	溶融めつき業	(略)	<p>下水道業（金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一、二次製錬・精製業、非鉄金属第二、次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）、溶融めつき業又は電気めつき業に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）</p>